

改訂後

酪農学園大学獣医同窓会助成金規程

- 第1条 本規程は、会員相互の親睦を図る目的で開催される同期会および支部同窓会等に対する助成金の支給基準について定め、助成金の支給を行うことを目的とする。
- 第2条 助成金は、記念同期会（卒業10周年、20周年、30周年、40周年、50周年）、支部同窓会および獣医同窓生で構成される関連事業等に対して支給する。
- 第3条 助成金の支給は、第2条に規定するものを対象とし、事前に本同窓会事務局に申請した場合、事前に支給する。事後申請の場合、申請期限は開催後1週間とする。
- 第4条 助成金は、参加者一人当たり1,000円とする。ただし、助成対象者は終身会員とし、申請時に参加者名簿の提出を求めそれにより確認を行う。確認が出来ない場合は助成は行わない
- 第5条 会の終了後には、実施概要および集合写真を必須とする報告書の提出を義務づける。義務不履行の場合は次回の助成を行わない等のペナルティを課す。
- 第6条 この規程の改廃は、代議員会の議決を得て行う。
- 第7条 本規程に定めていない事項については、会長がその都度定める。

付 則

- (1) この規程は平成20年5月26日より施行する。
(2) この規程は2019年 月 日改正する。

改訂前

酪農学園大学獣医学科同窓会助成金規程

- 第1条 本規程は、会員相互の親睦を図る目的で開催される同期会および支部同窓会等に対する助成金の支給基準について定め、助成金の支給を行うことを目的とする。
- 第2条 助成金は、記念同期会（卒業10周年、20周年、30周年、40周年、50周年）、支部同窓会および関連事業等に対して支給する。
- 第3条 助成金の支給は、生涯教育を実施する同期会および支部同窓会で、事前に本同窓会事務局に申請したものを対象とする。
- 第4条 1) 記念同期会に対する助成金は参加者一人当たり1,000円とし、生涯学習に対して酪農学園後援会より支給される助成金と併せて支給する。
2) 支部同窓会および関連事業等に対する助成金は、生涯教育に対して酪農学園後援会より支給される助成金に本同窓会の助成金を加えて参加者一人1000円とする。
- ・
・
- 第5条 この規程の改廃は、代議員会の議決を得て行う。
- 第6条 本規程に定めていない事項については、会長がその都度定める。

付 則

この規程は平成20年5月26日より施行する。